

令和4年 第10回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和4年10月26日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、山之内委員、石橋委員、中村委員、荒木委員
- 4 事務局出席者 井手次長、江田参事、貞松指導主事、上野次長補佐
- 5 会議録署名委員の指名 荒木 みちる 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和4年 第9回定例教育委員会（9/26）
- 7 教育長報告
- 8 案 件
 - 議案第26号 佐々町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第27号 佐々町自己点検・評価報告書について
 - 議案第28号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱の一部改正について
 - 議案第29号 佐々町立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドラインについて
 - 議案第30号 佐々町部活動検討委員会設置要綱の制定について
- 8 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルスへの対応について
 - (2) 令和4年9月議会定例会について
 - (3) 部活動の地域移行について
 - (4) 通学路安全点検について
 - (5) 学校訪問について
 - (6) 市町村教育委員会研修会研究協議会について
 - (7) 青少年音楽祭・町民文化祭について
 - (8) 佐世保市中学校体育大会（駅伝）の結果について
 - (9) 名義後援について
 - (10) 準要保護の11月認定について
 - (11) 行事関係報告について
 - (12) その他について

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和4年第10回定例教育委員会を開催します。
教育長	<p><u>5 会議録署名委員の指名</u></p> <p>本日の会議録署名委員を指名します。荒木 みちる 委員にお願いします。</p>
教育長	<p><u>6 前回の会議録の承認</u></p> <p>前回の「令和4年9回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<p><u>7 教育長報告事項</u></p> <p>(1) 教育委員会の主な活動 (資料により説明)</p> <p>(2) 町内校長会連絡事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症対策 9月及び10月学校感染状況です。9月は佐々小21名、口石小10名、佐々中13名という感染状況でございます。8月がピークで、9月に順次減少しています。 10月23日現在ですけれど、口石小1名、佐々中2名ということで落ち着いた感じがしております。ところが、21日に口石小、佐々中で1名の感染源不明の感染者発生しています。今まで家庭内感染が多い状況だったのに「不明」という状況がでています。 10月24日に佐々中で1名、この生徒も感染源不明です。今日、午前中に口石小で1名が感染源不明ということで、やっぱり感染の危険性、どこに潜んでいるか分からぬという状況が続いております。 それと、10月の3日、4日、5日と佐々中の給食停止をしておりますけれど、これは、調理員の感染が出来てしまい、それに伴い給食を止めざるを得なかつたという状況です。9月末から10月上旬まで、10月ははっきりと減っているわけですけれど、9月の状況を見ていると、スポット的に、ぱっと出でぱっと広がって、そしてぱっと収まる感じです。そういうスポット的な感染、これは、はっきりしたことは言えませんけれど、感染力が強くて、近くにいた子が感染していくのではないかと考え</p>

ているところです。特に換気の徹底ということを指示したところです。

○地区別市町教育長、小・中・義務教育学校長合同研修会

これは基本的に教職員の人事異動に関する説明会です。先生方は、自分の異動についての意向調書をお出しになります。その精査、事情を聞くようにと話をしたところです。59歳の方から定年延長ということで、順次65歳まで定年が延長されます。教職員の人生設計も変わるということになるので、丁寧な説明をということで話をしたところです。

○9月の定例議会

教育委員会への一般質問ですけれど、1つは、学校施設維持管理ということで、学校施設についての個別計画をつくる必要があるのではないかというご指摘を受けたところです。また、給食費の無償化についてのご質問がありました。無償化については、財源的に大体5,000万ぐらいかかるということで、非常に難しいというような答弁がなされました。

それから、生理の貧困対策ということで、トイレへの生理用品配置について質問がありました。これについては、中学校では生徒会を中心に女生徒の意見を聞いて、試験的に保健室の近くにトイレがありますので、そこから設置をしてみて、そして問題なければ、全校へ設置ということで考えていきたい。問題があれば、その改善についてさらに話し合いをしていきたいという中学校からの報告がありました。それを答弁したところです。

それからもう一つは、「文化財の管理についてどうなっているのか」という質問がありました。現在、壊れやすいものとか、貴重度が高いものについては、公民館の別室に保存しています。比較的壊れにくい、農具とか、大物については、旧技能訓練校に置いているところです。技能訓練校に置いているものについては、令和5年度に公民館のほうに移動するということを考えていることを答弁しました。

それから、「伝統行事が中止されたようだけど、今後どのようにしていくか、町の考え方を」という質問がありました。伝統行事を直接的に支援することは難しいものの、文化財の保全・管理を適切に行うとともに、町民の方々が佐々の歴史や伝統文化に接する機会を設けていきたいと答弁いたしました。

○定年の引き上げ

地方公務員の定年引上げによって教職員も令和13年からは65歳が定年となります。ただ、管理職については、基本的に管理職以外の職に降任します。特別な事情があるときは引き続き管理職として勤務させることができます。長崎県では校長のみを想定しているということでございました。

60歳退職後の給与は、退職前の給料の7割水準ということになるということです。また、退職手当については、60歳で退職したときの定年退職金を退職するときに支給するという制度になるとのことです。令和5年から順次定年年齢が引き上げられるということなるかと思います。

	<p>○人事評価結果の給与反映</p> <p>これも大きな転換ですが、令和4年度、本年度から新しい評価制度が導入されています。校長は既に勤勉手当に評価が反映されていましたが、教職員、一般職員は反映されておりません。令和5年までは反映されないけれど、令和6年から、令和5年、前年の人事評価結果を給与に反映させていく、当然SS（最上位）は良い、C（最下位）はマイナスということで反映させていくというような流れになっています。</p>
	<p>○教職員の不祥事</p> <p>ある市の教諭がわいせつ行為ということで、5回目の逮捕ということが、報道されました。5回犯罪を犯したということです。わいせつ行為については、なかなか予兆が見えません。非常に難しい指導だけど十分注意しておくようにと話をいたしました。</p> <p>また、子どもの給食に漂白剤を入れたというような事件が報道されていました。幼稚過ぎるというか、担任を外されたから給食に漂白剤を入れる。教職員として非常に情けないという話をしたところです。</p>
	<p>○代替教員の不足</p> <p>県で代替教員が47人不足しているということで、今年、産休とか育休の教職員が出た場合には、代替教員を入れなければならないわけですけれど、実際問題として入っていないという状況があります。非常に困った問題だし、深刻な状況というのがあるようです。口石小学校にも、代替教員として臨時の免許による講師を1名が配置されました。</p>
	<p>○教職員の休職者の増加</p> <p>確かにここ数年でいろんな仕事が複雑化、多様化していますので、G I G Aスクール、確かにいいんだけど、それを教える側、タブレットに習熟するのは、大変だと思います。小学校の英語の教科化、道徳の教科化、いろんな大きな様々な変化が複合的にやってきているから、多忙感が増していると思われます。本当に、心のゆとりというのが大切なんだろうけれど、なかなかついていけないというか、そういう感覚にならないように支えあってほしいと話をしたところです。</p>
	<p>○デジタル教科書</p> <p>中教審で2024年から英語についてデジタル教科書が無償化ということが言われています。ぜひともやってほしいと思っているところでございまして、注目しておきたいと思っています。</p>
	<p>○不登校児童生徒の相談体制</p> <p>不登校児童生徒の相談体制の充実というような記事が載っていました。</p>
	<p>○児童虐待</p>

	<p>児童虐待最多20万7,629名ですけれど、今は虐待は通告という基本の姿勢でいながら、親子関係ですから、家庭の中の関係ですから、基本的に児相に通告をしながら、児相と相談しながら、対応を取るということで話をしたところです。</p>
	<p>○中1自殺調査</p> <p>泉南市で中1生徒が自殺したというのが報道記事にありましたが、放置した理由というのがよく分からぬんですけど、確かに難しいです。加害、被害とも同じ学校の子ども、そしてそれぞれ保護者がおられる、そしてそれぞれに本当のこと何だかよく分からぬというような状況があるかもしれません。とにかく、いじめとか重大事案というのは、初期の対応が重要だと話をしたところです。</p>
	<p>【気になっていること】</p> <p>○校則</p> <p>ブラック校則という言い方はどうなのか分かりませんけれども、校則のホームページ掲載のことも考えていったらいかがかなという話をしたところです。</p>
	<p>○スマホの学校持ち込み</p> <p>スマホを学校に持ち込む、これは参考にということで、話をしました。</p>
	<p>私からは以上です。何かご質問ございますか。</p>
教育委員	<p>教職員の犯罪、5回目という部分なんんですけど、なぜ5回目までできたのかというのがちょっと分からぬんですが、その4回目までは軽かったから5回目が発生して、それまでの先生ができるという部分が軽かったのかなと。今関連しているか分からぬんですけど。</p>
教育長	<p>それは、逮捕が5回目ということで、その人を逮捕してみたら5つの犯罪が出てきたということです。</p>
教育委員	<p>そういうことですね。分かりました。ということは、余罪をたくさん持っていたということです。今までずっと、1回逮捕されてまたじゃなくて、一気に。</p>
教育長	<p>逮捕されて調べたところ、それぞれの件で5回逮捕されたということです。</p>
教育委員	<p>校則見直しについて、校長先生方の意見ってどういう意見だったでしょうか。</p>
教育長	<p>これは、意見は聞いていません。</p>
教育委員	<p>生徒で意見を出し合って、校則見直しというのは勉強にもなるんじゃないかなと思います。</p>

教育長	生徒会で意見聞いたりして対応していると思っています。
教育委員	校則の話ですが、ちなみに今佐々中学校とかでこの校則はおかしいよとか、そういう話というのは、具体的なところで出てきていたりするんですか。
教育長	学校内で適切に対応されていると思います。教育委員会に上がってくるということはありません。
教育委員	中学校の校則が出来上がる過程というのはどうやってできているんですか。
教育長	校則の出来上がる過程といいますか、そもそも校則がありました。私が子どもたち頃から校則がありました。それを順次見直しながら今の校則になっています。要る校則、要らない校則ということで、新たに加えたというようなことで、今の校則の形になってきたということだと思っています。
教育委員	今の先生方がされるという、そこに例えば保護者とか生徒の意見が反映されることは、今までなかったという感じになりますか。
教育長	以前は、校則ですから学校側が決めていましたが、徐々に、生徒会とか、生徒総会で意見を聞いてとかいうことがなされています。子どもの意見は結構難しいです。私が生徒会長だった50年ほど前、坊主刈りをやめようと生徒総会で提案したら、多くの女生徒の反対で却下されたこともあります。
教育委員	僕のときは帽子をかぶる、かぶらない論争になりました、僕はかぶるほうについたんです。そうしたら、高校で、かぶらない方が多くて、翌日からかぶらなくていきましょうと、ころっと変わってしまいました。
教育長	そういうふうに、ずっと歴代のこんな問題について全く子どもの意見を聞かなかつたかということはありません。
教育委員	多分、今までそういう機会と仕組みが合っていなかったと思うんです。聞く仕組みというか、PTAも校則に関わってないし、そういうところを関わらないといけないかなと、私は思います。
教育委員	私は個人的に高校がそういう校則とかがあまりなかったもんだから、中学校まではやっぱりそういうのがあって、厳しかったんだろうと思うんです。男の子は坊主刈り、女の子はここについてはいけませんとか、鞄の長さも、そういうのがすごいそのときは学ぶところがなかつたりして、そうやって今変わっていこうとしているのは、いいことなんじゃないかなと。ただ、何でもかんでもなくしてしまうというのは、よくないこと、やっぱりある程度の守るべき内容というのは聞いて、きちんと守るべきものをつくっていくというのは大事なのかなと思います。

教育長	そう思います。私は、校長の裁量権で生徒と話し合いながらやっていくことであり、教育委員会ないし教育委員の皆様がどうするともこうすることではなく、学校でやっていくべきこととと思っております。よろしいでしょうか。ほかに。
教育委員	スマホ学校持ち込みに関しては、伝えただけですか。
教育長	そうです。
教育委員	どういう反応でしたか。
教育長	これはもう話しただけです。世の中の動きはこうなっているよということを話したということです。
教育委員	これに関しては、学校の裁量権で行うのですか、それとも教育委員会で行うのですか。
教育長	教育委員会ではありません。ただ学校は、学校単独ではやらないと思います。県の校長会の生徒指導会で話し合いや情報共有をしています。
教育委員	ということは、県でその校長会で話し合って、そうしようとなないとやらないのですか。
教育長	最終的には校長の判断となります。ただ、校長だけの判断も連携を取りながらだと思います。 これも、時代の流れなんでしょうけれど、どこでどう線引いていくかという難しいところがあるので、考えていかなければならぬと思います。よろしいでしょうか。
事務局	<p><u>8 案件</u></p> <p>議案第26号 佐々町社会教育委員の委嘱について それでは、議案第26号の資料をご覧いただきたいと思います。 皆さんご承知だとは思いますけども、今回、社会教育委員が代わられまして、社会教育、家庭教育関係者で、今回荒木みちる様が退任をされまして、新たに佐々町少年少女合唱団から寺崎純子様ということで、社会教育委員に委嘱となります。</p>
教育長	事務局から提案がありましたが、寺崎純子様に委嘱ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし。」の声あり)

事務局	<p>議案第27号 佐々町教育委員会自己点検・評価報告書について</p> <p>こちらにつきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、毎年教育委員会がその権限に属する事務につきまして、その管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果を報告作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとなっておりまして、毎年作成するものでございます。平成29年4月から第2期佐々町振興基本計画に基づき取り組んでおり、その結果を点検、報告するものでございます。評価には具体的な取組を記載した活動指標の進捗状況や成果指標を設定しております。詳細は後でご一読いただきたいと思いますが、活動指標をA、B、C、Dの4段階評価とし、活動状況について評価するものです。</p> <p>成果指標については、目標値に対する達成度につきまして、パーセンテージで設定し、それに基づいてA、B、C、D 4段階評価としており、この2つの評価で自己点検を行うものでございます。まとめたものが大項目の1から10の項目について活動指標と成果指標評価をまとめたものです。おおむねAという評価となっております。</p> <p>続いて、3年度の佐々町教育委員会自己点検・評価シートということで、教育委員会が行った評価でございます。</p> <p>こちらにつきましては、1番から16番の項目で評価したものに点数をつけています。おおむねAとなっておりまして、所見としましては、3年度に行った事業について内容を評価する、例えば、項目1「教育行政の運営に関する一般方針を決定すること」でございますが、これは、教育方針の改定、第3期佐々町教育振興基本計画佐々町学校評価ガイドラインについて策定を行ったということです。</p> <p>次ページ以降が令和3年度の教育委員会自己点検・評価で、第2期の基本計画とともに評価したものでございます。</p> <p>まず、大項目1「一人一人の可能性を伸ばす教育の推進」ということで、中項目「①基礎的、基本的な学習の充実」から「⑧特別支援教育の推進」の中の各項目の活動指標と成果指標について、評価をしています。例えば、ALTの配置、活動指標のNo.30であったALT（外国語講師）の支援については、実際に学習支援を行いましたので、Aの評価しています。成果指標については、例えばNo.13「簡単な挨拶や自己紹介などが英語でできる小学生の割合」が目標値95%に対して当該年度は94.5%で、数値上80%以上はAの評価をしています。以下、同じ内容での評価ということです。活動指標ですが、総合評価ですが教育委員会は4.0のA、学校は3.8のA、成果指標は86.4%のAです。教育委員会の所見ですが、「新型コロナウイルスの学級閉鎖により、授業時数の確保が大きな問題でありましたが、夏季期間の短縮や、学校行事の精選、時間割の工夫で対応し、教育課程は完全に実施できました。全国学力調査は小中学校とも全国平均を上回ることができました。ただ、中学校は数学と英語に課題が見られたことから、学び見直しが必要であり、授業改善を今後も継続して必要なことがあります。また、タブレットを活用した授業支援やタ</p>
-----	---

ブレットの持ち帰り学習を実施しましたが、インターネット環境が整っていない世帯に対しては、ルーターを無料で貸し出して持ち帰り学習を実施したなど、児童生徒の主体的、対話的、深い学びにつながる授業づくりの支援を行うことができました。また、3校共同研究や特別支援教育の支援の配置に寄与しています。また、キャリア教育についても引き続き実施していきたい。」という内容となっております。

続いて大項目2「豊かな人間性を育む教育の推進」ということで、中項目「①ふるさと教育の推進」から、「⑧伝統文化に触れる機会の充実」までをそれぞれ評価をしているところです。評価については、活動指標の評価は教育委員会は4.0のA、学校が3.9のA、成果指標は97.8%でAの評価です。

教育委員会の所見は、「我が町の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合、周囲や相手のことを思いやって生活できている児童生徒の割合、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めている児童生徒の割合が向上しました。また、佐々町の教材を使った学習が定着しました。学校図書館の児童生徒1人当たりの貸出し冊数が昨年度から改善はしましたが、中学校においては昨年に引き続き目標が達成できませんでしたので、対策が必要。」という内容となっています。

続いて、大項目3「健やかな体を育成する教育の推進」ということで、中項目「①体力向上の推進」から「③食育の推進」までを評価しています。活動指標の評価として、教育委員会は3.8のA、学校評価は3.9のA、成果指標との評価は88.6%のAとなっています。教育委員会の所見は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の運動の機会は減少しましたが、体力向上に工夫しながら取り組みました。全国体力能力調査においては、全国平均には若干及ばなかったですが、おおむね達成できたものと思っております。食に対する栄養教諭の指導回数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり実施できなかつたため目標値は下回っていますが、昨年度よりも指導ができました。また、就寝・起床、朝食の摂取率は全体的に良好ですが、中学校が小学校と比べて低くなっていますので、今後、家庭と連携した取組が必要です。」という内容となっています。

続きまして、大項目4「信頼される学校づくりの推進」ということで、中項目「①生徒指導・相談体制の充実」から「③教職員の指導力向上」までの評価をしております。活動指標の評価として、教育委員会は4.0のA、学校は4.0のA、成果指標の評価は94.2のAとなっています。成果指標のNo.41の不登校児童生徒の割合ですが、赤字で1.68%記載しておりますが、これは令和2年度の数値でございまして、本来ここは令和3年度の数値を入れるところでございます。まだ県の公表が出ておりませんので、県の公表が出てから正式な数値を入れたいと思っております。なお、ちなみに佐々町は2.6%ということで、一番右に昨年度は1.7となっておりますので、昨年度より増加傾向かということでございます。教育委員会の所見ですが、「生徒指導については、全体的には良好であるが、個別的に課題を持つ児童生徒がおり、関係機関等との連携を進めていきたいということです。いじめの解消率は100%でございますが、見落とし、見えないがないか常に考えた指導を行っていきたい。」との内容です。また、ここに先ほどご説明した不登校児童の割合のことが書いてありますが、正式な数字が出次第、また訂正させていただきたいと思っております。

続いて、大項目5「教育環境整備の推進」ということで、中項目「子どもの安全

対策の推進」について評価しています。活動指標の評価は、教育委員会の4.0のA、学校は4.0のA、成果指標の評価は94.4%のAということでございます。教育委員会の所見として、「通学路につきましては、指摘箇所10か所について、佐々町登下校安全プランに従って合同点検を行い、対策を協議しました。あわせて警察と連携し、見守り活動を実施しました。また、危機管理マニュアルに従って、地震、豪雨、アレルギー対応等についての訓練や研修を実施した。」という内容となっております。

続いて、大項目6「学校・家庭・地域の連携の推進」ということで、中項目「①地域教育力」から、「③青少年健全育成活動の支援」について評価しています。活動指標の評価については教育委員会が4.0のA、学校が4.0のA、成果指標の評価は81.8%のAとなっています。教育委員会の所見は、「佐々っ子応援団については、例年と同じく実施することができましたが、放課後子ども教室は、新型コロナウィルス感染症の影響により休止したため、前年度に比較して参加者は増えたものの、目標値は達成できなかった。」という内容となっています。

続きまして、大項目7「生涯学習・社会教育の推進」ということで、中項目「①生涯学習機会や内容の充実と支援」から「④大学などと連携した学習機会の充実」を評価しています。活動指標の評価は、教育委員会が4.0のA、学校が3.8のA、成果指標の評価は81.6%のAとなっています。教育委員会の所見は、「新型コロナ感染症の影響で講座の中止など例年とは異なる対応をしていく中で、できる範囲でイベントを行い、成果も達成できました。ただ、公民館の所見にあるとおり、県立大学との連携した講座では施設のインターネット環境の課題などが出ており、講座開催を進めていく上で今後の検討課題としたい。」という内容となっています。

続きまして、大項目8「生涯スポーツの推進」ということで、中項目「①社会体育団体の活動の育成支援」から「④体育施設の有効活用」までを評価しています。

活動指標の評価は、教育委員会が4.0のA、学校が4.0のA、成果指標の評価が88.6%のAとなっています。教育委員会の所見は、「新型コロナ感染症の影響により、ジョギングフェスティバルをはじめ、多くのイベントが中止となりましたが、ナイターソフトやソフトテニスの大会など可能なイベントは実施しました。社会体育施設の利用者数についても、活動自粛等により数値が減少しております。スポーツ少年団、体育協会への登録者数は目標値は下回っており、登録者増加に向けた取組が課題である。」という内容となっています。

続いて、大項目9「芸術・文化を守り、育てる活動の推進」ということで、中項目「①自主文化事業の開催」から「④文化遺産・歴史遺産の保存と活用」について評価をしています。活動指標の評価は、教育委員会が4.0のA、学校が4.0のA、成果指標の評価が86.5%のAという評価となっています。

教育委員会の所見は、「佐々町の歴史を学ぶ特別講座を3回企画しました。1回当たりの受講者数が21名、満足度87%と高いということで、今後は座学、現地探訪等ができれば、より理解が深まると思いますので、今後企画したい。また、コロナの影響で町民文化祭や自主文化事業を中止にしたため、目標値を達成できなかった。」という内容となっています。

続いて、大項目10「新たな地域文化創造の推進」ということで、中項目「①町民

	主体の文化芸術活動への支援」から「④地域交流センターの利用促進」について評価しています。活動指標の評価は、教育委員会が3.7のA、学校が2.3のDで、成果指標の評価が63.8%のCとなっています。教育委員会の所見は、「新型コロナ感染症の影響により、大部分のイベントを中止となっております。また、活動自粛により施設利用者数も減少している。」という内容となっています。 説明は以上となります。
教育長	今後の進め方ですけれど、これを仕上げるということですか。
事務局	今のところ案の段階ですので、次回の定例教育委員会までに中身を精査していただいて、何か意見がありましたら、次回の定例委員会でお聞きし、その後承認がされれば、外部評価委員の方に意見を求めていきたいと考えております。
教育長	内容がかなりありますので、一応ご覧になっていただき、次の定例教育委員会で確認をすることにしたいと思いますが、今聞いておきたいことがあればお願ひします。
教育委員	7ページの活動指標のところで、No.92「不登校対策委員会の開催」で4.0で評価がAだと思うんですけども、その次の不登校対策の充実というところがAの評価となっていますが、開催の数をもって評価されているのですか。
教育長	これは学校の指標で、やったかやらなかつたかということですから、一生懸命やつたということで4.0になったわけです。やつたけれど成果としては不登校の割合は減らなかつたということです。
教育委員	そうですよね、不登校、増やすのが正解だと僕は思っていないんですよ。回数がイコールになっていたらおかしいと思います。
教育長	イコールではありません。
教育委員	イコールじゃないですね、分かりました。
教育長	不登校対策委員会は、教育委員会が関係者を集めてやる会議ということです。不登校対策の実施というのは学校が、去年は不登校の子にタブレットを貸し出したりとか、そういう充実はやつたけれど、活動指標というのは、活動しました、だけど活動イコール成果になるっていうのは教育ではなかなか難しいですね。そういう意味合いでずれがあつてているということになります。 ほかございませんか。
教育委員	No.43「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」というところで、これの評価と調査が全国学力調査となっておりまして、学力を調査することでよい

	というふうに、結局、勉強ができるからよいと思う人の割合をこれは出しているのでしょうか人間性として、私はいいところがあるという自己肯定感の高まりという部分でとても大事なことだと思うので、ここが学力から出したことでこれで評価しているんであれば、それは何か違うかなと思ったので、その辺りを教えてもらっていいですか。
事務局	質問紙のほうで実態調査があります。学力調査と質問紙と2つあって、その質問紙の中での主に自己肯定感に係る調査となります。
教育委員	そこの調査ですね。ということは勉学的に。
事務局	実態調査の質問紙の中で、自己肯定感ということで子どもが答えております。
教育委員	要は学力調査の中にそういう設問があるということですか。
事務局	いえ、学力調査とは別の調査です。
教育長	すみません、この項目は調査は調べるときに書きやすいように全国学力調査と書いてあるんですけども、正式には全国学力・学習状況調査といいます。学力調査は国語と算数があるわけですが、それに質問紙があるんです。その質問紙の中に、国語が好きですかとか学力に関することや、生活に関することや心情に関する分があります。その中の項目となります。
教育委員	それが分かれば大丈夫です。
教育長	「自分にはよいところがあるかと思いますか」という質問の中で、そういったアンケートといいますか、その調査の結果ということです。だから純粋に子どもたちのアンケートということなんです。
教育委員	分かりました。
事務局	それでは、次回の定例教育委員会において修正したものをお渡しできればと覆います。
教育長	不登校あたりの数字もその頃にははっきりしていると思いますので、お願ひします。
事務局	議案第28号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱の一部改正について 羽ばたけ若者人材育成奨学金（給付型奨学金）ということで、今年度から対象者数を3名から7名に増員し、対象要件を拡大するものでございます。

	<p>支給額は1人当たり30万円です。対象者は大学に進学する方になります。</p> <p>対象要件については、「①学業成績型」は今までと同じです。「②経済支援型」と「③特技型」を今回追加をしております。</p> <p>まず、「②経済支援型」につきましては、経済的理由により進学困難で、かつ人物、学業ともに奨学生としてふさわしい方、家計基準としては4人世帯で世帯全員の収入が640万円以下を想定ということで、生活保護法の基準生活費の1.5倍の基準としております。</p> <p>また、「③特技型」は、芸術、スポーツ等で特に優秀であり、その特定分野の特異な才能を生かして大学に進学し、継続してその分野に取り組む方で、独立行政法人日本学生支援機構が定める家計基準以内の方です。その分野の将来を担う有用な人材として期待できる方を想定しております。</p> <p>申請方法は、こちらに記載しておりますので省略をいたします。申請期間を11月16日から令和5年1月20日までと考えております。</p> <p>また、当該内容については、今回の定例教育委員会で承認を頂いた後に、所管委員会へ報告させていただきたいと考えております。</p> <p>新旧対照表において、対象者につきましては、重複しているところを整理させていただいたというところです。対象要件に、学業型と経済支援型と特技型ということで、対象者を拡充したものでございます。また、支給の申請につきましては、その関係で申請書類の整理をさせていただいたものでございます。</p> <p>概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	10月28日に審議会でご意見をいただき、10月31日の臨時教育委員会で承認という形が取れないかと思っておりますが、ご意見とかご質問とかはございませんでしょうか。
教育委員	意見として、「①学業成績型」、「②経済支援型」、「③特技型」ですごくよくなつたなと思います。学業だけじゃないとは思うんですけども、「④特例で教育委員会が推薦する者」とかというのを入れることはできなかったりしますか。安全パイって言つたらいけないでしようけど、その年にすごい優秀な人が出たりとか、特例的な人が出た場合はないのかなということで、この中の項目どれにも当てはまらない部分で、その他という形はできないかなと思つたりしました。
教育長	例えば、どんな方を想定してなされていますか。
教育委員	想定としては超優秀、スポーツもできてとか、そうしたら要は、これはお金が困窮する人がもらうという感じですよね。
教育長	これは案内のほうに書いてありますけれど、学業成績型は、4人世帯で家計支持者の収入が1,100万程度と書いてあるので、結構高収の方々でという感じです。
教育委員	ある程度ここに含まれるというふうに捉えていいですね。分かりました。

教育長	もし委員がおっしゃるような別途というか、何かの分野で特異的な部分があるとすれば特技型です。少し表現としてはどうかと思ったんですが、芸術・スポーツ等と書いてあります。特定の分野で特異な才能を持つ人は、これに入れるとと思います。ただ、大体、佐々中学校の生徒が1学年140から150なので、7人と言つたら5%なので、140人の中から、いわゆる特技型が何人いるか、いない年もあると思われます。
教育委員	もちろん7名いないときは5名のときもあるんですね。
教育長	応募者がなければそれなります。応募者があつて要件を満たしていれば7名となります。 ほかにございませんか。
教育委員	2番目の経済支援のところで、経済的に就学困難で、かつ人物、学業とも奨学生としてふさわしい方という基準が見えないんですけど、多分、応募する方が迷ってとまどうと思うんですけども、この表現だと。
教育長	これは日本育英会の奨学金の要綱を考慮した表現となっています。 それと様式2-1で、その学校の校長さんが人物所見、特記事項等で、学力所見もそうですけど、この所見でふさわしいという人物と認められたというのが条件となります。
教育委員	それは校長先生に行った時点ですよね。これは申込みですよね、個人の申請ですね。申請して、今言われるには、校長先生の時点でそれを精査するということですね。結局誰でも申請できるんですか。
教育長	申請はできます。必要書類をつけてということになります。
教育委員	そこで人物、学業とも奨学生にふさわしい方というのがちょっと抽象的で、申し込みにくくなるんじやないかと思うんですね。この文章が要らないんじやないかと思うのですが。申請する側に立つたらうちの子はちょっとふさわしくないんじやないかという判断はどこでするのかなと思っているんです。何か点数などのふさわしい規定があるんですか。
教育長	校長の推薦です。点数はありません。
教育委員	そうですよね。ということは誰でも申請できるということですね。
教育長	推薦できない生徒というのは中学校でもあります。

教育委員	だからその誰でも申請できるというのは、校長先生が審査して教育委員会に提出されるということですね。申込み時点で、もうふるいにかけられているような気がするんです。
教育長	申込み時点でふるいにかけないと我々も分からんないです。
教育委員	いや、申請する側ですよ。申請する側が、うちはそれにふさわしくない、ふさわしいか、ふさわしくないのかっていう判断が、この文章だと、うちの子はふさわしくないからだめかなってなりかねないかなと思うのですが。誰でも申請できるのですよね。
教育長	やっぱり校長推薦という基準はあります。生活態度が非常に乱れていてでは困ります。
教育委員	でも、そこは校長先生の時点で止まるんですよね。
教育長	恐らく止まります。だから、自分がいわゆる真面目で学習意欲があつてという子でないと困るということです。だから逆に困ると言っても、この要件をつけていなければ、校長は止められないということです。校長が止める基準がなくなります。
教育委員	それは審査のときですよね。ふさわしいか、ふさわしくないかの判断は誰がするんですか。
教育長	校長です。
教育委員	申込者はどう判断するのですか。
教育長	申込者は、自分がふさわしいと思うならば書類を出すことになります。
教育委員	そうですよね。
教育長	ふさわしいと思えば出せばいいんです。この要件を見て校長がこの奨学生としてはふさわしくないと判断すれば申請は止まります。
教育委員	いや、それでいいと思うんですけど、その申込みをする時点で個人の人が、うちの子はふさわしくないから出せないという条件はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。それを見て、校長先生がこの子は該当すると判断できるところはいいと思うんですが。
教育長	いや逆に、これがないと校長は決められないんです。本人も判断しないといけな

	いし、校長もこの条項があったときに、この子はふさわしくないよねってならないと困るわけです。
教育委員	そこの文言を「学習に意欲のある方」等にしたらダメでしょうか。そうすればいいのではないでしょうか。就学困難で学習に意欲がある方。
教育委員	申込みは自由ですよね。
教育長	ええ、申し込むのは確かに自由です。自分がふさわしいと思うならば申し込んでいいんです。学習意欲がある子ならば申し込んでいいんです。
教育委員	そうです。それがこの文章によって抑制されるんじゃないかなと思うんです。
教育長	意欲があるかどうかっていうのは、校長先生はいろんな資料で、そこを判断をできると思います。振り分けにはそこでちょっとなるんじゃないかなと思います。
教育委員	これはちょっと躊躇すると思うんですよね。言っていること、分かりますかね。
教育長	学業によるところとしてこの様式2-1が学習力所見と人物所見なんです。日本学生支援機構の奨学金は学習意欲を重視しています。進学後も毎年のようにレポート出させています。学習意欲の評価というのもまた難しいんです。真面目だったら、所見を学習意欲っていったときにちょっと。
教育委員	やはり経済的に困窮なので、勉強したいけどということなので、学習意欲が分かれば出してもらうのがいいんじゃないかなという気がします。
教育長	実は高校の進路関係の先生方にお知恵を頂いて、どうしたら書きやすいかとかいうのをお聞きしました。今度、審議会が28日にありますけれども、その中には学識経験者、高校の校長経験者の方もいらっしゃいますので、実際どうなのか、大体奨学金はハードルがあります、誰でも申し込んでいいけど、受給できる者は、やはりふさわしい者と私は思います。
教育委員	それは審査の時点ですればいいと思うんですよ。
教育長	審査をするのに校長が基準があるから。
教育委員	校長で審査していいと思うんです。それが上がって来て、それでまた、さらに選択されると思うんですけど、出す時点でそれが……。
教育長	チラシには書かず、こちらの要綱には書いてあります。

教育委員	経済支援型というところの考えが、この奨学金と何か少し合致しないところがあります。経済の補助なのか、その人の学習したい、その活躍をしていくための補助をするのかというところで、何かちょっと考え方、経済支援型と学業っていうところが、ちょっと意味合いが違って捉えると何か難しい。あくまでも経済を支援するか、学習とかそのあたりで行ってもらうのを支援するという奨学金なんでしょうけど。
教育長	<p>今から7年ぐらいですか、行革審議会のほうで言われて、この奨学金がが始まったんですけど、そのときに優秀な子をっていうことになって、優秀な子の基準って何からって、学業成績でしかできないということで4.2以上としましたが、実際は応募者の成績が高いことから4.8くらいの僅差で3名で切っていました。</p> <p>ところが、ちょっと落ちるんだけど、片親で経済的に苦しいなという子、客観的基準で切るしかないから、その子たちに支給できない。客観性も担保していかなければということで、そういうことがありました。何とかそこらあたりに経済的基準のほうからで、優秀な子で経済的基準、経済的に苦しい子どもに支給したいとの思いから経済支援型をつくりました。</p> <p>単純に苦しいところをサポートするということではなくて、一生懸命で学業も優秀で、人物も優秀だけど、経済的に苦しいところを支援しようというところで、これが決まりました。</p>
教育委員	ひょっとすると、その評定の基準とかを上げたほうがいいっていうことですか。
教育長	評定の基準を上げるとは。
教育委員	評定平均みたいな、その学業成績型みたいに経済支援も、学業とも奨学生にふさわしい方ということで決定するということですか。
教育長	学業成績型は4.2以上を想定しています。
教育委員	4.2じゃなくて、もうちょっと下でもいいですけど。
教育長	経済支援型、これは恐らく条項を見ていくと、評定が幾つかっていうところと、経済的にどうか、そこで審議されると思います。当然4.9で合格、3.1で不合格、同じ経済力だったら4.9を取るということになると思います。そこが審議会の難しいところです。
教育委員	すみません、審議するのはいいと思うんです。審議して選択するのは当然だと思うんです。私が言っているのは申請する側で、申請する時点で諦める方が多いんじゃないかな、この文章の表現だと多いんじゃないかなということなんです。
教育委員	生活が乱れていて、それでも申請したいという人はできるということを言って

	<p>いるのですよね。校長先生がハードルということはよく分かるのですが、ある程度はやっぱり人物とか、お金をいただく部分からいけば、やっぱり必要なのかなと思いますけれども、人物っていう言葉が何か悪いのであればあれだけ、ある程度品行方正でなくても、これは応募するとかいう人が出てもいいとは思うのですが、ただ、そこでやっぱり自制心として、お金を頂くっていう部分はやっぱり考えたときに、ある程度やっぱり自分はちょっと修正をして頑張ろうと思ってというふうなことからいければ、ハードルは一つあってもいいのかなという気はします。ないともうむちゃくちゃになるような気がして、それがまた一つの審議はされるかなという部分が多分言われているんだと思うんですけど。</p>
教育長	<p>これが県の育英会の表現なんですね、いわゆる経済的困窮者。で基準が640万、生活保護基準の基準生活費の1.5倍、これも育英会が設定したものです。生活困窮の度合い。どこかに基準がないかと思ったものですから。</p>
教育委員	<p>まずはこれで一回やってみられて、そしてというふうな感じが僕は、初めてのことなので、この3つに分けられるということ自体がですね。今までしたくてできなくてということかと思います。</p>
教育長	<p>10月28日の審議会で委員の意見や懸念をお話しして最終案をまとめ、10月31日に再度図りたいと思います。</p>
教育長	<p>議案第29号 佐々町立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドラインについて 令和3年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というのが施行されて、医療的ケアを受けている子も学校で受け入れなければいけないということが法律化されました。 その中で第7条、学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するということが表現されています。だから要望があれば、それをやらなければならないという法律が成立しています。 だから、医療的ケアですから、教職員はできません。それなりの資格を持った看護師、それと同時に、お医者さんの指示書に合わせて、医療的ケアを行うということになります。 ですから、ある程度ガイドラインをつくっておかないと、混乱するだろうなと思って作りました。 ここに看護師が痰吸引とか人工呼吸器による呼吸管理とか、比較的安定したというか、そのとき療養さえしておけば、急激に命に関わることはない、今まで、ほとんどの子どもたちが在宅で、お父さん、お母さんが仕事を辞められて介護をするようになりました。 そういう形でも、学校でも受け入れるという、最近が多くなってきます。対象、</p>

想定、ここに書いてあるとおり、保護者から依頼があった児童生徒のうち、適当であると判断した場合、教育委員会が対応し、最終的に、お医者さんの指示を仰いで、できるということであれば、やらなければいけません。

受診に関する基本方針ということで、これも同じように主治医との打合せが大きくなってくるだろうと思います。

実施の決定は、これは教育委員会で判断しますけれど、主治医や学校関係者の意見を基に決定します。これは大きな軸になってきます。教育委員会の役割と書いていますけれど、保護者と共有して、主治医と医療機関と連携して、また、学校関係者と連携して、看護師の配置等を行っていけるということになれば、医療的ケアを実施していくというようになります。

学校としては、基本的には医療的ケアは、設置、配置された看護師が行うので、十分バックアップをしていくということになります。緊急時の対応について、医療的ケアをするということになると思います。

主治医の役割と書いていますけど、この主治医の指示が情報提供、看護師への指導、緊急時に関わる指導、これが大きくなっています。

看護師の役割として、医療的ケアのアセスメント、身障者の医療ケアの実施、これが主です。あとは連携になってきます。

当然、緊急時対応マニュアルを作成する必要があると思います。保護者の役割も、これも書かれているとおり、もうみんなで連携してやらないとならないわけで、保護者、医療関係、学校、教育委員会、そういったところとの連携について、医療的ケア児の健康状態については、各自やっていきたいと思います。

緊急時の対応については、マニュアルに沿ってやっていくということです。

医療的ケア実施までの基本的な流れです。表の中で、まず、保護者さんから教育委員会に相談受けて、そのときにご案内を出します。申込用紙を渡します。

次に、様式1「医療的ケア実施依頼書」を、町に保護者から提出していただきます。そして、受理して、同意書ですね、学校はやっぱり、これは医療的ケアですから、学校でも教育活動する中で、お願いしなければならないことがあるだらうと思っています。

例えば、医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続に関する経費については保護者の負担となること、これはお願いしたいと思っています。

それから医療行為を行う看護師が配置できない時は、保護者に付き添いをお願いすることがあります。配置するわけですが、突発的に休む、年休も取らないといけない事もあるわけで、生活もあるですから、そういうお願いはしていきます。

この様式2「医療的ケア実施同意書」を持って教育委員会は受付をいたします。そして、審査に入っていくわけですけれど、様式3「医療的ケア情報提供兼指示依頼書」、これを主治医から保護者を通じて出していただきます。医療的ケア児について、どういうことをしていくかという、指示をいただきたいということをお願いして、保護者から様式3、様式4「医療ケアの実施に関する情報提供兼指示書」を出していただきます。

そして、様式4をもらったところで、関係者で協議をいたします。関係者と協議

	<p>をして、必要に応じて主治医の意見を仰ぎたいと思います。それで、医療的ケア実施の可否を判断して、様式5「医療的ケア実施適否通知書」、医療的ケアをやるかやらないかということを通知します。ただ、適切に看護師がみつかるかどうかは大きな問題です。</p> <p>それから、様式6「医療的ケア実施通知書」を、一応学校のほうに出します。</p> <p>終了するときは、例えば、インシュリンの注射、I型糖尿病の場合は、本人が母親であれば注射ができます。本人が注射ができるのが大きな問題となります。できないということであれば、医療的ケアとしてやっていく。もう大丈夫ですよとなつたときに、様式7「医療的ケア終了に関する届」を提出してもらうことになります。</p> <p>それから、これは看護師さんにつくってもらうんですけど、様式8「医療的ケア個別マニュアル」です。誰が実施するのか、例えば、「I型糖尿病になったときは、主治医の指示を仰ぐ。」そういうことになってくると思います。</p> <p>医療的ケア、医療的行為ですから、医療過誤が気になりますので、実施は気をつけていただきたいと思います。</p> <p>そして、もし事故があった場合は、様式10「医療的ケアに係わる事故報告書」それから参考様式1「安全管理マニュアル」です。</p> <p>参考様式2「災害対応マニュアル」です。何を持ち出すか、人工呼吸器ならば持ち出し方もあるだろうと思っています。</p> <p>緊急医療装着については、ここに書いてあるとおりです。</p> <p>以上、概略の説明でしたが、何か質問はございますか。</p>
教育委員	<p>すばらしいことだと思います。私も前に勤めているところで、痰吸引をしている子どもがいました。それから注射する子どももいました。そういう子どもさんが来られたときに、どこで対応するのか、看護師さんはどこで待機するのか、保健室じゃ狭いでしょうし、そういうことも、後々は、そのときは支援学級があったので、その教室に痰吸入を置いて、看護師さんは、支援員さんと看護師と連携を取っておられました。</p>
教育長	<p>医療的行為を、内容次第によって、注射を打つだけであれば、例えば訪問看護にすることや、場所についても、置ける場所、痰吸引であれば、別室で看護が必要です。だから、そのあたりを相談することになります。</p>
教育委員	<p>この中で、まず、依頼書を受けて、情報提供兼指示書の最初に依頼書、これで情報提供していたというか個人情報の問題ですよね。一旦保護者が教育委員会に出して、教育委員会は主治医に出すんですよね。そのときに情報提供指示書と一緒にあればワンクッション置かなくてよいのではないかと思うんです。</p> <p>最初の保護者が教育委員会に出すときに、情報提供の問題をクリアしとけば、そのまま教育委員会が情報提供書を主治医に届けるだけではないでしょうか。ワンクッション多いんじゃないかなと思います。</p>
教育長	医療的ケアの依頼があって、これは両親の同意があれば、様式2の同意までも

	らって、では検討を始めましょうという意味です。
教育委員	この場合、情報提供したときにワンクッシュョンいらないのではないでしょか。
教育長	これが、様式3は教育委員会から主治医さんに出します。
教育委員	<p>基本的に、情報提供指示書の同意があれば、一緒に出せるんで、教育委員会から主治医に出すんですよね。そのときに、この一緒に情報提供の指示書が、一緒に出せれば、教育委員会から出されば、ワンクッシュョン要らないんじゃないですか。</p> <p>一番最初の依頼書あるじゃないですか、依頼書で、教育委員会に依頼するわけでしょう、保護者が。そのときに、情報提供の同意を受ければ、教育委員会がそのまま、申請時に同じものを出せないかなと思って。</p> <p>情報提供兼指示依頼書が主治医に行くわけです。様式3号で主治医に依頼して、よって主治医から教育委員会に戻ってくる、様式4を保護者が、主治医に話す。様式4があれば。</p>
教育長	様式3と4は一緒に動きます。
教育委員	一緒に動くんですね。
教育長	様式3と4について、保護者が依頼等していただいて、それを教育委員会に出します。
教育委員	これは、様式3号は保護者が申請、様式4はお医者さんが書いて、こういうケアをしてくださいということを、保護者へということですね。
教育長	ほかはございませんか。
	(「なし。」の声あり)
教育長	それでは、佐々町立学校における医療的ケアの実施等に関するガイドラインについてをご承認いただけるでしょうか。
	(「異議なし。」の声あり)
教育長	<p>議案第30号 佐々町部活動検討委員会設置要綱の制定について</p> <p>先だって、中学校部活動の地域移行の話をしたと思っています。今日も後ほど、そのことについて説明があると思いますが、国が、5年度概算要求といいますか、予算要求をするというような動きが出てきております。</p>

	<p>ですから、慎重にやらなければならないといけないとは思っておりますけれど、遅れてもいいという思いも持っています。ですから、年内に立ち上げる環境を整えて、年度内に国の動きを見据えながら、委員さん方とこういう動きでやるということを持っているということをお伝えしたり、ご意見をもらったりということをしとかなければならないだろうなということで、設置要綱を提案したものです。</p> <p>素案ということで提示いたしましたが、部活指導（在り方）を検討する場をつくるということで考えています。</p> <p>また、組織ですけれど、赤字のところは、要綱には載せてません。15人以内のスポーツ関係団体、学校関係者、保護者、併せて有識者、教育委員会ということで、少しご意見を聞きながら、メンバーを決めていこうと思っています。</p> <p>例えば中学校職員が、文化部と運動部ということで2名と想定したんですけれど、いやこれもうちょっと増やしたがいいよとか、保護者代表は、例えばPTA会長や、それだけでなくて、実際部活動している人たちも入れようとか、まずは、中学校と教育委員会で話をしなければならないし、体協が中学校にある部活動と同じ競技というのは限られています。だから、ご意見を聞きながら、年内に進めることができればなと思います。</p>
教育委員	これは会議ですか。
教育長	これは委員長が招集、半数で成立する、過半数で議決する。緊急を要する場合は、書類の回議というようなことを掲げております。
教育委員	まずは立ち上げて、勉強会から始めないといけないかと思っています。ご意見いただければと思います。
教育長	みんな、教育委員会、中学校の保護者たちが母体となっていますけれど、小学校からも、やっぱりいずれ携わっていくということで、現状を知ってもらうということと、自分たちの子が中学校に上がっていく中で、そこでは、小学校の方も参加していただいたらほうがいいんじゃないかなと思いました。
教育委員	分かりました。そのほかは流動的です。難しい問題です。
教育長	検討委員会は何をするんですか。何か決定することはあるんですか。
教育委員	決定しなければいけないけど、検討の段階で終わるかもしれない。部活動の地域移行を目指さなければなりませんが、しかし、どこまでいけるかどうかというのは、これまた分からないです。
教育長	国がされたことに対して対応するんですか。
教育委員	端的に言えばそういうことです。日本中がそのように動いていこうとする中で検討委員会立ち上げてということですけれど、また答申を出すという感じでもな

	いと思っています。
教育委員	立ち上げは必要だと思います。
事務局	今、県下で動いているところは限られているんですけども、どこも今、検討委員会を立ち上げる段階です。
教育委員	立ち上げは必要だと思います。
教育長	そうかもしれません。立ち上げがなければ、遅れてしまい、情報を流すルートがなくなってしまう、そうすると、大変なことになるよということをお伝えしないと、突然、1か月で決めるとか、そういう話ではありません。それは大変だということから始まると思っています。よろしゅうございますか。
教育委員	部活動が必要かどうかということの話ですか。
教育長	地域移行の話で、土曜、日曜、休日の中学校の部活動地域に移行するという方針のことです。 だから、ひょっとしたら、いろいろな結論ができるかもしれません。
教育委員	地域移行ということは決定事項ですか。
教育長	国の方針です。
教育長	恐らく今情報が入っているのは、教育委員会だけです。あと新聞に載っていたくらいだと思います。
教育委員	新聞に1回載りました。だからそれが決定だったのかどうかというのは、今言いくらい。そうなると、どうなっていくのかなってことがすごく関心を持ちます。
教育長	立ち上げだけはしておかなけないといけない、よろしいでしょうか。 議会にも、1回出して、「やっていく」というお話しをしたいと思います。 部活動検討委員会の件、ご承認いただけるでしょうか。
	(「異議なし。」の声あり)
	9 報告事項
教育長	(1) 新型コロナウイルスへの対応について (口頭により説明)

教育長	(2)令和4年9月議会定例会について (口頭により説明)
事務局	(3)部活動の地域移行について (資料により説明)
事務局	(4)通学路安全点検について (資料により説明)
教育委員	すみません、ここで言っていいかどうかあれなんんですけど、中学校のところの歩道橋があると思うのですけれども、あそこの階段のところのすべり止めが一部取れてしまっていて、雨の日とか危ないのかなと思ったので。どこに言つたらいいのでしょうか。
事務局	確認して対応いたします。
事務局	(5)学校訪問について (資料により説明)
事務局	(6)市町村教育委員会研修会研究協議会について (資料により説明)
事務局	(7)青少年音楽祭・町民文化祭について (資料により説明)
事務局	(8)佐世保市中学校体育大会（駅伝）の結果について (資料により説明)
事務局	(9)名義後援について 3件分について報告
事務局	(10)準要保護の11月認定について 7件分について報告
事務局	(11)行事関係報告について (資料により説明)
事務局	(12)その他 特になし

(17時10分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月26日

教育長 川 猪 孜

委員 荒木 みちる